

報告

総論

能見善久

目次

1. 信託法改正の基本理念
 - (1) 包括的な信託法——民事信託と商事信託に共通するルール
 - (2) 任意法規化と自由な活動促進
 - (3) 受益者保護の徹底
2. 基本理念から見た個別論点の検討
 - (1) 忠実義務の任意法規化と忠実義務違反の責任——任意法規化の根拠と限界
 - (2) 受益者の補償義務と受益権放棄——リスク負担の考え方と受益者保護
 - (3) 民事信託と商事信託の統一ルールのあり方——有限責任信託制度について

今回の信託法改正においては、幾つかの基本的な理念が前提にある。まず、これらの基本理念を明らかにし、その当否を議論したい。その後で、個別の検討課題を幾つか選び、基本理念との関係で、信託法改正の方向について具体的な議論をしたい。

1. 信託法改正の基本理念

- (1) 包括的な信託法——民事信託と商事信託に共通するルール

今回の信託法改正の大きな課題が、これまで商事信託を中心に発展してきた信託法理を信託法の中に取り込むことにあった。大正11年制定の現行信託法が私法の領域を扱う法律でありながら、極めて規制色の強い法律であることはこれまでも度々指摘されてきた。それは、大正11年

当時の信託業を取り締まることを主たる目的としていたからである。一応は、信託業の規制は信託業法で、私法としての信託法理は信託法で、という枠組みではあったが、当時の国会の議論を見れば明らかのように、議論の中心は信託法理にではなく、信託業の規制にあったことは明らかである。(『信託法規の成立』41頁、大正11年2月28日「信託法案等委員会」における司法次官山内確三の説明：「この信託法を提出いたしました直接の関係は、是は信託業法がもとになるのであります。信託業の発達に伴いまして、その取り締まり関係上信託法の必要がここに生じたのであります」)。そのために、信託法22条のように強行規定が設けられ、英米の信託法理との比較からも、また、日本の私法の体系の中でも、信託法は異色の存在となったのである。このような性格の信託法のもとで、その後実際に発展した信託は、信託銀行を受託者とするいわゆる営業信託ないし商事信託であった。信託法理も、商事信託をベースに展開されてきた。その成果は、以前この信託法学会でも取り上げた『商事信託法要綱』である。

このようにして商事信託のもとで発展してきた信託法理であるが、その多くは商事信託特有のものではなく、民事信託にも適用されてしかるべきものであった。このような理由から、これらを信託業法にではなく、信託法において規定することが、今回の信託法改正の基本的な考え方である。要するに、民事信託と商事信託の両方を包括する信託法の制定が望ましい、という考え方である。

その理由は、第1に、信託についての基本法である信託法とは別の法律で、商事信託を対象とする信託法理を独自に発展させることは、信託についての基本的な考え方との調和ないし緊張関係を忘れて、信託とは異質なものが作り出される危険があるからである。たとえば、忠実義務や自己執行義務について、民事信託と商事信託で異なるルールが作られ、それぞれが独自の発展をしていくということは適當とは思えない。

第2に、信託法が現行法にある規制色を取り払い、本来の私法としての性格を取り戻すならば、信託法において十分に商事信託のニーズを取り込んだ信託法制を作ることができると考えるからである。

第3に、商事信託における経験と発展を、信託法に取り込むことによって、民事信託の基礎となる法理を充実させたいという思いもある。

このような基本方針のもとで民事信託と商事信託を包括する信託法が作られるべきであるとして、次の点が課題となる。

第1は、包括的な信託法の軸足をどの辺に置くかという問題である。商事信託で展開されてきた議論を信託法の中に取り込むとしても、今後の信託の多様な発展の可能性をにらんで、その多様性に対応できる信託法にしなければならない。そのためには、商事信託に対応できるルールを考えるだけでなく、同時に民事信託や個人が受託者になる場合についても妥当するルールを検討しなければならない。単純化していえば、信託法の規定が商事信託だけでなく、民事信託においても適当なルールであるか否かを検討するということである。これは実は極めて難しい課題である。具体的には、信託法の諸規定をどこまで任意規定化するのが適当か、また、任意規定化する場合に、その内容をどのように定めるべきかが議論の中心になろう。たとえば、受託者の受益者に対する補償請求権（現行信託法36条2項）を認めるかどうかも、このレベルで議論すべき問題である。

第2に、多様な信託に対応できるような信託法を制定すべきであるとして、どのようなタイプの信託をそこで想定し、また、そのための規定を設けるかである。

一方で、信託の実務の中から、受託者の責任を信託財産に限定したいニーズが出てきており、受託者が特定の信託の受託者であること、および、その責任が信託財産に限定される旨を明示して取引をした場合に、受託者の責任が当該信託財産に限定されるという提案がなされている（信託法部会資料「第28 受託者の有限責任の許容について」の「2 既存の類型の信託」）。これは現在も実務で行われている責任限定特約をより簡易に認めるという案であるが、さらに信託財産に法人格があるのと同じように全面的に受託者の有限責任を認めようという案も議論されている（信託法部会資料第28の中「1 有限責任信託制度」）。このようなもの、特に、「有限責任信託」のようなものまで信託法の中に取り

込むべきなのか。賛否両論あるところであるが、ここでは、どこまで信託法の枠内で扱うべきかという観点から検討したい。

また、多様な信託に対応するという意味では、民事信託の充実も大きな課題である。法制審議会では遺言代用の信託については検討がされているが、財産の世代間承継において信託が果たすべき重要な役割を考えると、これ以外にも、遺言信託や遺言代用の生前信託で連続受益者を定めることの可能性についても議論を詰める必要があるだろう。この点については、私の報告では詳しく取り上げることをしないが、皆さんのご意見を伺いたいと考えている。

第3に、包括的な信託法を考えるというときに、私益信託と公益信託の関係、さらには私益と公益の中間にある目的信託の可能性についても検討する必要がある。ただし、これは別の報告（雨宮報告）で触れられる予定なので、私の報告では扱わない。

(2) 任意法規化と自由な活動促進

現行の信託法の規定は、強行法規的な規定が多い（学説の解釈も含めて）。しかし、信託法も、契約法と同じように私法の一部を形成するものと考えれば、強行規定を正当化することは難しい。むしろ、信託法の規定は原則として任意規定としてとらえるべきである。このような観点から、今回の信託法の改正は、全てではないが、大幅に任意規定化することを検討している。このような任意法規化の理念について、2つの視点からコメントしておきたい。

第1は、任意法規化の基礎にある信託観である。信託法規の任意規定化は、多様な信託を作り出すことを可能にする。統一的な信託法典を目指しながら、同時にその中で多様な信託のニーズに応えるというのが任意規定化の思想である。しばらく前までは、多少誇張した言い方をすれば、信託のタイプは商事信託と民事信託の2つであった。そして、商事信託の中心は、集団投資スキーム型の信託であった（年金信託、投資信託、貸付信託など）。そのほかに土地信託やその他の信託もあったことはあったが、土地信託を別にすればその他の信託は信託理論に影響を与

えるほど固有の類型としては意識されていなかった。しかし、最近になって知的財産権の信託や担保機能を有する信託など新しいタイプの信託が見えてきた。また、民事信託と商事信託という分類でいえば、民事信託に属するが、遺言代用の信託についても、発展の可能性が見えてきた。このように、信託の多様性が現実的な問題となってきている。このような状況にあって、統一的・包括的な信託法を維持しつつも、多様性に応えるために、柔軟な規定、すなわち任意規定化が必要になっている。

第2に、このよう大きな流れにあって、信託法には強行規定が幾つか残る。受益者の基本的な権利を大幅に制限するようなことは、信託に矛盾するものとして、これを制限するために、幾つかの強行規定が残る。この点が信託法の難しい点である。契約と同じ私法であるということ強調しておきながら、なぜ、信託法では契約法と異なり、強行規定があるのか。信託法が現実には果たす機能を意識するからなのか（年金とか、財産管理能力のない者に代わって財産管理する信託など）。それとも、個人である受益者と信託銀行である受託者を意識するからなのか。あるいは、信託が信託財産に倒産隔離機能を与える点で物権的な効果を認めるためなのか。任意法規化とその限界は、今回の信託法改正作業の中でも難しい問題の1つである。

具体的には、忠実義務を例にこの問題を考えていきたい。

(3) 受益者保護の徹底

現在の信託法も、受益者の保護を基本的な思想としているが、幾つかの点で不十分である。

第1に、受益者の権利が必ずしも明確でない場合がある。たとえば、受益者が複数の場合、特に異なる種類の受益者がいる場合の、受益者間の利益の調整の仕方については、ほとんど規定がない。また、信託事務の遂行に際して、第三者に損害を与えた場合に、受託者のみならず、信託財産も責任を負うか、という問題も、実は、現行信託法のもとでどのような結論になるのか明確ではない。これは受益者保護の問題とは別の

信託債権者の保護の問題とも言えるが、受益権保護の視点から信託財産は受託者の信託事務処理上の不法行為による責任を負わないという議論もあるので、問題点だけは指摘しておきたい。

第2に、受益者にとって不利なルールが規定されていることである。特に、受託者からの補償請求権に対して、受益者が責任を負うことを規定する現行信託法36条2項は、英米の信託法との比較などから、学問的には多くの批判を受けてきた。しかし、他方で土地信託の実務において、これを受託する受託者（信託銀行）からは、受益者の補償義務は必要であるという声も強い。このような見解の対立の中で、受益者の補償義務の要否について考えてみたい。

第3に、信託に關与する委託者、受託者、受益者の三者の中で、受益者の位置づけが消極的であることである。受益者は、信託設定の当事者ではない。従って、信託が設定される際に、自分の利益を信託行為の中に反映させることができない。しかし、信託は受益者のための制度であるから、信託の利益を受ける受益者を中心に考えるべきであろう。受益者の利益が反映されるようにすべきであろう。また、委託者との関係では、委託者の地位を後退させて、受益者を中心に据えるのが適当である。委託者との関係での受益者の地位強化する必要がある。さらに、受託者に対する関係でも、受益者は受託者を指図する権利を有するものではないが、受託者の信託義務違反に対しては、その責任を追及できるものであり、そのための権利は充実させておく必要がある。受託者の利益吐き出し責任も、この点に關係する。受託者に対する關係での受益者の利益の保護は、忠実義務などを任意法規化し、受託者が一定の条件のもとで自由に行動できることとセットにして考えなければならない。

以上のようなさまざまな観点から、受益者の保護を充実させることが、今回の信託法改正では、重要な課題とされている。後で、受益者の補償義務を例に検討する。

2. 基本理念から見た個別論点の検討

(1) 忠実義務の任意法規化と忠実義務違反の責任——任意法規化の

根拠と限界

(a) 任意規定と強行規定

信託法の規定が原則として任意規定であることが契約規範との比較からすると望ましいことについてはすでに触れたとおりであるが、それにもかかわらず、信託法の規定の全てが任意規定とはならず、一部が強行規定として残る。それはなぜなのか。任意規定と強行規定の振り分けの基準は何か、について検討しておく。

強行規定とすべき規定には、幾つかのタイプがあるように思われる。

第1は、それがないと健全な信託とは言えないという場合である。たとえば、受益者が自己の権利（受益権）を守るために与えられている基本的な権利などは、これを信託設定の当事者が特約で奪うことができるとするのは適当でない。具体的には、受益者の帳簿閲覧請求権（第23）や受託者に対する損失補填請求権など（第24）が、その例である。このような受益者の権利を制限しても、信託としての構造が壊れるわけではないが、受託者の義務違反をコントロールすることができなくなり、その意味で信託の健全な姿ではないと考えられるからである。

第2は、それがないと信託特有の性質が失われるような事柄についてである。たとえば、分別管理義務を完全に排除する特約は、信託財産に受託者の倒産からの隔離機能を与えることこそが信託の機能であるとする、適当でない。そこで、分別管理義務については、それを緩和する特約を一定程度までは認めることができるとしても、これを完全に排除するような特約は認めるべきではないことになる。ここで分別管理義務に部分的な強行法規性を認める根拠は、前述した第1の根拠とは区別することができる。なお、このような特約がなされた場合の処理としては、信託そのものを否定するか、信託の成立を認めるが特約の効力を否定するか、いずれかの方法が考えられる。後者が適当であろう。

第3に、信託の公示など、信託債権者の利害に影響する事柄を扱う規定も強行規定となるが、これについては特に説明するまでもない。

以上のように、強行規定と任意規定を振り分ける基準が考えられるとしても、実際の当てはめが困難な場合もある。特に、上記第1と第2の

区別は困難な場合もある。また、強行規定といっても、全面的に特約を排除するわけではなく、一定の条件を満たした特約ならば認められるということもある。このようなときには、強行規定か任意規定かという単純な議論はできず、どのような意味で強行規定なのか、どのような意味で任意規定なのかを議論しなければならない。たとえば、分別管理義務については（部会資料「第21」）、不動産など信託の登記ができる信託財産については信託の登記をしなければならないが、信託の登記を省略するのが効率的・合理的と考えられる事情があれば、信託の登記を省略する特約も有効である。但し、その特約は分別管理義務を全面的に排除する趣旨であってはならず、受託者の信用不安時には遅滞なく信託の登記をする義務があるという意味でなければならない。分別管理義務をこのように理解すると、信託の登記ができる不動産については、分別管理義務は強行規定であると言ってもよいが、全面的に分別管理義務を排除するのではない部分的な排除であれば許容されるという意味で部分的には任意規定ということもできる。信託法の規定の中には、このような部分的な任意規定とでもいえるようなものが多いことに注意すべきであろう。後で具体的に取り上げる忠実義務も同様である。

(b) 忠実義務規定の改正の方向

法制審議会・信託法部会資料「第19忠実義務について」において現行信託法22条を大幅に改正する提案がなされている。

この提案が現行信託法22条と異なる点は、第1に、忠実義務違反として禁止される行為の範囲である。現行法22条が明示的には受託者と信託財産の間の取引（自己取引）しか禁止していないのに対して、改正提案は、より広範に禁止される取引を規定している。すなわち、①受託者の固有財産と信託財産の間の取引はもちろん、信託財産間の取引も禁止する（第19忠実義務について 2(2)）。「直接取引型の利益相反行為」の禁止とでも呼ぶことができよう。②また、信託財産と第三者の取引において、受託者の利益が図られるために受益者の利益が害されたり、第三者その他の者の利益が図られるために受益者の利益が侵害される場合も

禁止される。たとえば、受託者が自己の債務の担保のために、その債権者に対して信託財産に担保を設定するような行為や、信託財産を第三者に不当に廉価で売却したりする行為がこれに該当する。「第三者取引型（間接取引型）の利益相反行為」とでも呼ぶことができる。その他に受託者が禁止されるのは、③信託事務として行うべき行為と同種の行為を受託者自身が行う競合行為、④信託財産から不当な利益を得る行為（利益取得行為の禁止）である。受託者に禁止される行為の範囲や要件については議論がありうる。特に、④の利益取得行為の禁止については、その範囲が明確でないことや、違反の効果として利益吐き出し責任と結びつくことについて批判がある。

第2の特徴は、忠実義務に関する規定は任意規定とされ、一定の要件が満たされれば、禁止が解除されることである。現行法22条は強行規定と考えられており、実務的にも、理論的にその問題点が指摘されていたところ、改正提案は、信託行為で許容する場合、受益者の個別的な承認がある場合、定型的に受益者の利害を害しないことが明らかな場合に、忠実義務に基づく各種の禁止が解除される。忠実義務を任意規定化することについては、一般論としては賛成が多いが、禁止を解除するための要件については意見が対立している。

第3に、改正提案は、忠実義務を一般的な形で受託者の義務として宣言していることである。これについても、賛否があるが、忠実義務が信託にとって最重要な義務であることについては異論がないところであり、このような規定を設けることに反対する理由は、忠実義務違反の類型は上記①から④に具体的に列挙されてそれに尽きるから、一般的な忠実義務に関する規定は不要であるとか、一般的規定と個別的規定の両方があると両者の関係が不明確になるといったものであるが、本質的な批判ではなく、反対論として説得的ではないように思われる。

第4は、忠実義務違反の効果の1つとして、いわゆる利益吐き出し責任の可否を問うていることである。忠実義務違反行為の効果は、問題となっている忠実義務違反の類型によって異なるが、たとえば直接的な利益相反行為は無効であり、間接的な利益相反行為（第三者と信託財産の

利益相反も含める)は形式的には信託財産と第三者の取引なので、取消権の対象となる。競合行為の禁止や利益取得行為の禁止に違反する行為は、行為自体は有効であるが、受益者の選択により、その行為による利益を信託財産に帰属させること(介入権)や、損失補填などを請求できる。これらの救済手段の他に、受託者がこれらの行為によって利益を上げた場合に、その利益の吐き出しを求める権利を受益者に与えるべきか否かが議論されている。

(c) 忠実義務の任意規定化の意味

忠実義務は、受託者の負う義務の中でも最も重要な義務の1つである。部会資料「第19」は、忠実義務に関する規定を基本的に任意規定ととらえるが、そのような重要な義務を課す規定を任意規定とすることが適当かどうかについて検討しておく必要がある。議論を進める前に、忠実義務に関する規定が任意規定であるということの意味を明確にしておこう。部会資料「第19」は、忠実義務を根拠に禁止される受託者の行為(利益相反行為など)を信託行為や受益者の個別的承認など一定の場合に解除できるものとしている。

しかし、禁止解除の要件が満たされていなければ、利益相反行為などは禁止されたままである。要するに、忠実義務の任意法規化といっても、前述した「部分的な任意法規」でしかない。私は、これが適当であると考え。問題は、原則として禁止される利益相反行為等が許容されるための条件である。部会資料「第19」では、禁止の例外を許容するためには、①信託行為の定めでそのような行為が許容されていること、②重要な事実が開示された上での受益者の個別的な承認があること、③受益者の利益を害しないことが明らかであることが挙げられている。これらが適切であるかについては法制審議会でもかなり議論されたが、ここではもう少し議論を深めてみたい。

まず、素朴な疑問として、受託者の自己取引を信託行為で許容する場合を例にとれば、「信託行為で許容する」ということだけでよいのか、「正当な、ないし、相当な価格」というような実質的要件は不要なの

か、という問題である。現実には、受託者は信託財産を買い取る際には相場があればその価格によって購入するであろう。利益相反行為の禁止を解除する要件を議論していたときにも、正当な価格で買い取ることを前提としていたと思われる。忠実義務・利益相反行為の禁止の趣旨に立ち戻って考えてみよう。

たとえば、受託者が信託行為で許容されて買い取る信託財産の価格が買取時期において100であったとする。自己取引を禁止する忠実義務の原則的な考え方は、この信託財産を100で買うことをも禁止するものである。なぜならば、この財産は値上がりの可能性まで考慮すると、果たして100が適切な価格であるかどうかわからないからである。そこで、伝統的な忠実義務の考え方からは、受託者が100で買い取ることも忠実義務違反とするのであり、もし、受託者がその財産を後に120で売却した場合には、20を信託財産に引き渡すことを請求できるのである（リステイトメント206条参照）。信託行為で自己取引を許容した場合には、受託者が正当な価格100で信託財産を買い取ることが許容される。しかし、利益相反行為を許容する信託行為の定めは、受益者ないし信託財産に損害を与えることまで許容するものではないであろう。たとえば、正当な相場の価格が100であるときに、80で購入することを許容するものではないと考えられる。自己取引が許容される場合であっても、その行為によって受益者ないし信託財産に損害が生じればそれを受託者は賠償しなければならないと考えるべきではなかろうか（これは善管注意義務違反の問題となる）。忠実義務ないし利益相反行為の禁止は、実際に損害が生じるか否かを問題とせず、損害が生じる可能性のある行為を禁止する予防的な機能を果たす点に意味がある。このように考えると、この禁止が解除された場合にも、利益相反行為をしてよいというだけで、損害を生じさせてよいということまで意味しないと考えるのが適当である。

この問題は、次のように考えることも可能である。信託行為等の定めにとり、自己取引が許容された場合に、とにかく自己取引は禁止されない（無効とされない）。しかし、その取引によって受益者に損害を与え

ないようにする善管注意義務が存在するので、万一自己取引によって、信託財産ないし受益者に損害を与えた場合には、善管注意義務違反として損害賠償の責任が生じるとするのである。

(d) 「利益吐き出し」責任について

信託法部会資料「第19」では、忠実義務違反の効果として、「利益吐き出し」責任を検討している。利益吐き出し責任は、忠実義務違反があった場合の責任の内容であり、その前提となる忠実義務違反については、信託行為による禁止解除等によってその範囲が変わるが、いったん違反があったとされた場合の効果に関しては特約によって内容が変わるというものではない。その意味では、ここで議論しようとして強行規定・任意規定の問題とは関連がない。しかし、忠実義務違反の効果をも視野に入れることによって、忠実義務違反として受託者に禁止される行為の意味（受託者に対するインパクト）が明らかになるので、違反の効果についても、ここで簡単に見ておく。

利益吐き出し責任を設けるべきか否かに関しては、実質的なレベルの議論と、民法との整合性といった法技術的なレベルの議論がある。いずれも重要ではなるが、ここでは実質的なレベルの議論をすることにしたい。

なぜ、忠実義務違反のよって受託者が得た利益をはき出す必要があるか、それも信託財産には「損害」がないと思える場合にも、受託者が得た利益を吐き出させるのか、その実質的根拠が重要である。2つの考え方がありうるように思われる。1つは、忠実義務違反行為をしたことのサンクションとして、利益を吐き出させることで、忠実義務違反行為を抑止しようという発想である。もう1つは、信託財産の無断利用などによる利益は、本来信託財産に帰属すべきものであるという利益の帰属についての考え方を基礎とするものである。

前者は、受託者の取得した利益が信託財産の損害としては説明できない場合にも、忠実義務違反行為を抑止するために、サンクションとして、その利益を吐き出せるという考え方で、信託財産に損害がなくても

受益者の利益吐き出しを正当化する説明としてはわかりやすい。もっとも、どこまでの利益を吐き出せるかの限界が多少不明確である。吐き出すべき利益の範囲が広がる可能性がある。たとえば、信託財産を無断利用して利益を得る際に、受託者の資金と労力をつぎ込んで大きな利益を挙げたという場合に、信託財産と受託者の資金・労力の両者によって利益を上げたのであれば、利益総額をそれぞれに割合的に帰属させることも考えられるが、サンクションを強調すると、利益全体を吐き出せるべきだという結論も正当化できないわけではない。

これに対して後者の考え方からは、利益の帰属についての客観的なルールを考えることになる。これによれば、信託財産の無断利用の例では、受託者の労力・資金など利益発生に寄与したその他の要素も評価して、それぞれに帰属すべき利益を割り当てることが考えられる。信託財産に関する情報を受託者が利用して利益を上げた場合が忠実義務違反になるとすると（情報利用は、「第19 忠実義務等について」「4 利益取得行為の禁止」には入らないが、「1 受託者の忠実義務」で禁止される可能性がある）、受託者が利用した信託財産に関する情報の寄与度を評価して、信託財産に割り当てられるべき利益を計算することになるだろうか。

(2) 受益者の補償義務と受益権放棄——リスク負担の考え方と受益者保護

(a) 幾つかの考え方

信託財産を所有することや、信託事務を処理することから生じる負担を、どのように受託者と受益者の間で分担するかは、信託に対する理解の仕方に関わる重要な問題である。法制審議会では、意見の対立があるところなので、ただちに1つの立場に決定することなく、慎重に議論してきた。

信託法部会資料「第35補償請求権について」では、受託者が受益者に対する補償請求権について、3つの立場を併記している。すなわち、甲案は、信託行為で受益者からの補償請求権を否定しない限り、デフォルト

ト・ルールとしては、補償請求権を認める立場であり、現行信託法36条の立場である。乙案は、デフォルトでは受託者に補償請求権はなく、信託行為で補償請求権を定めた場合にのみ、受益者に求償できるという立場であり、アメリカの信託法や商事信託法要綱の立場である。丙案は、民事信託では、信託行為で排除しない限り補償請求権を認めるが、営業信託では反対に、デフォルトでは受益者に対する補償請求権はなく、それを与える旨の定めがなければならない、とするものである。信託が投資の器として使われるところでは、投資家＝受益者が万一のときには、投資額を失うだけでなく、追加の支払いをさせられるというのでは、一般の投資家は信託受益権を購入することはしないであろう。この点を考慮して商事信託法要綱では、受益者に対する補償請求権を原則として否定したのであるが、丙案は、この考え方が営業の信託にのみ当てはまるとするものである。換言すれば、民事信託では受益者に対する補償請求権を認めるのを原則とすべきだという考え方である。

この問題は、信託において生じるリスクを誰が負担するか、という問題である。受託者からの補償請求は、リスク負担が問題となる場合だけでなく、広く信託財産の管理・運営にともなった生じる通常の間費を受託者が一時立て替えた場合に生じるが、これは実際上は問題とならない。受託者としてはこのような通常の間費は信託財産から支払いを受けることができるからである。通常の間費も信託財産から支出できないようであれば、そもそも信託としては不健全であり、受託者として引き受けるべきではなかったことになる。これに対して、突発的な事故などで予想外の負担が生じた場合の処理がここでの問題の中心である。

このように、厳密には補償請求権の可否については、①通常の間費の求償と②突発事故による負担の2つに分けて考える必要がある。もちろん、実際には、このように截然と2つに分けられるわけではなく、両者の中間もある。しかし、ここでは考え方を検討するために、あえて単純化して考えることにする。

(b) デフォルト・ルールのあり方

受益者の地位を充実させる（受益者保護）という観点から、受益者に対する補償請求権の可否の問題について検討するならば、次のような点が重要である。

第1に、この問題で受益者を保護するのは、受託者に対して受益者が弱者だからという単純な理由によるのではない。むしろ、受益者が信託契約の当事者ではなく、受益者の利害を信託契約に反映させることができないことが大きな理由である。自由な契約交渉によって適切な契約内容が形成されるという考え方からすると、受益者に判断能力がない場合はともかく、受益者自身も十分に判断できるならば、受益者の利害も信託内容に反映することが望ましい。しかし、信託は構造的に、委託者と受託者の間で信託内容が決まり、受益者はそれをのむか、のまないかの自由しかない。受益者には、信託内容が嫌であれば、受益者にならない自由があるが、自己の利益を信託内容に反映させることができない。

これは、効率的で適切な信託内容の形成にとって障害になりかねない。そこで、デフォルト・ルールとしては、受益者の利益に配慮した内容、具体的には受益者に対する補償請求権を認めない立場を原則とするのが適当である。これに不満な受託者は、自己の利益を反映させるために、信託契約の中で補償請求権を規定すればよいのである。

第2に、委任の場合との比較である。受益者に対する補償請求権については、信託は受託者が他人(受益者)のために仕事をする点で委任と同様であり、委任契約では受任者の委任者に対する求償権が認められていることを根拠に、受益者に対する補償請求権には合理性があることを指摘する説がある。しかし、委任においては、委任者は受任者を指図する権利があるのに対して、信託においては、受益者は受託者を指図する権利を有しない。受託者は受益者の指図から独立して信託事務を行うのが信託なのである。信託行為によって受益者に指図権が与えられることはあるが、それは受益者の地位から独立した指図権に基づくものである。

第3に、素朴な考えかもしれないが、やはり信託財産を管理しているのは受託者であり、信託財産に起因する事故によって生じた損害賠償責

任に関するリスクなども受託者が負担するのが原則であろう。土地信託などにおいて、経済的な環境変化から信託が信託財産の価値を超える債務を負担することになったような場合には、受益者に最終的な負担をさせることにも合理性がないではないが、信託財産の管理に起因する事故については受益者に負担を求めることの合理性は疑わしい。

このように考えてくると、受益者の補償義務というものは、受益権に当然に結びつくものではなく、むしろ受益者の地位とは切り離して考えるのが適当であろう。たとえば、自益信託型の土地信託を例にとれば、当初の委託者兼受益者が受働的とはいえ土地信託の事業に関与していることを根拠に委託者兼受益者に補償義務を認めることができるのではなからうか。このような場合には、委託者兼受益者と受託者が特別に受益者の補償義務を合意していると見るわけである。受益者の指図権の有無は、事業関与性を判断する基準となるであろう。

こうして、補償義務を受益者の地位から切り離すことにより（信託法部会資料「第52 受益権の譲渡」「4 受益権の譲渡における補償請求権等の取り扱い」はこのような考え方が示されている）、次のような具体的な帰結が導かれるであろう。

第1に、受託者が受益者に対する補償請求権を確保したい場合には、信託行為において規定しなければならない。規定さえすれば、どんな信託であっても、受益者の補償義務が生じるかが問題となるが、前述した考え方からすると、一定の合理的な根拠が必要で、そのような根拠が十分でない場合には、受益者の補償請求権が否定されることもありうる。単純な贈与型の他益信託において、委託者と受託者の合意によって受益者の補償請求権を規定することには問題があるのではなからうか。但し、これは信託法そのものの問題というよりは、契約の合理性の問題として解決すべきかもしれない。

第2に、信託行為において、当初の受益者に対する補償請求権が定められていた場合に、受益権が譲渡されても、受益者の補償義務は当然には受益権とともに移転しない（前述・信託法部会資料第52）。補償義務は、旧受益者に残ると考えることになる。補償義務が引き継がれるた

めには、新受益者の合意が必要である（既発生 of 具体的な補償義務は、通常の合意では新受益者に移転しない）。これは一見、受託者に不利なようであるが、旧受益者からすれば、受益権譲渡によって何ら信託の利益を享受しなくなったときには、新受益者に補償義務を引き継いでもらうことを考えるであろう。受託者としては、既発生分については旧受益者、将来分については新受益者というように、いずれかの受益者に対する補償請求権を行使できることになる。

以上のような考え方でよいと思われるが、受益権放棄との関係も検討する必要がある。受益者の補償義務が受益者の地位そのものに付随するものではないとすると、受益権放棄が当然には補償義務の消滅を意味しないことになりそうだからである。この点は、なお検討する必要がある。

（3） 民事信託と商事信託の統一ルールのあり方——有限責任信託制度について

信託法部会資料「第28 受託者の有限責任について」で提案されている「既存の類型の信託」における受託者の責任限定については、信託と取引をする相手方との特約があるという考え方を基礎にするものである。受託者がその責任が信託財産に限定される旨を明示して相手方と取引をし、相手方がそのような受託者と取引をすることで、受託者の責任限定特約を承認したものと扱われるわけである。これに対しても反対の意見があるが、受託者の責任が信託財産に限定される信託と取引したくない相手方には、取引をしないという選択肢が残されている。現在おこなわれている責任限定特約よりは容易に責任限定が得られるが、基本的な考え方には変わりがない。従って、受託者の責任限定を承認して信託に対して債権を取得するわけではない不法行為債権者は、現在と同様に、受託者に対する無限責任を追求しうる。

これに対して、ここで提案されている「有限責任信託制度」は、相手方の承認ということを紹介することなく、受託者は当然に信託財産の範囲に限定された有限責任を享受するというものである。このような制度に

については、以下の点を検討する必要があると考える。

第1に、実務のニーズとしては、何を狙っているか、ということである。既存の信託で受託者有限責任を享受するのでは足りないものは何なのか。もし、それが不法行為責任も有限責任にしたいということであれば、それは問題が多い。仮に、有限責任信託制度を設けた場合の不法行為責任がどう扱われるべきかについては、別途、検討する。

第2に、有限責任信託制度を信託法の中に規定するという場合には、この制度を利用できるのが法人受託者の場合にだけ限定されるというのでは適当でない。個人が受託者になる場合にも適用されるものでなければならない。改正される信託法の規定の中には、実際上は受託者が法人である場合にしか適用されないような規定もあるが、原則は、受託者が法人であっても個人であっても適用される規定となっている（遺言信託などは、逆に個人の場合しか適用がないが、これは信託法が一般的・包括的な信託法であることと矛盾しない）。

第3に、受託者の責任が信託財産に限定されることを理論的にどのように説明するのかという点で難点があるように思う。有限責任信託制度は、受託者が信託財産の名義人となって信託目的に従って管理・処分するという信託制度の上ののっかるものであるとすると、信託が取引をするということは、法的には法人格を有する受託者が法的主体となって取引をするということであり、その場合に、有限責任特約を介することなく、どのようにして受託者の有限責任が導かれるのであろうか。法人の場合に、代表者が対外的には責任を負わないのは、まさに取引の主体は法人だからである。しかし、信託では受託者が取引の法的主体なのであるから、その責任を有限責任とするのは簡単ではない。今般、有限責任組合なるものが特別法によって可能となったが、これは組合の業務執行者による取引行為から生じる債務を組合の総有的に帰属する債務と説明することで、なんとか導けるが、信託の場合には、そのような理論的な説明はできない。

第4に、受託者の行為が不法行為となる場合の不法行為債権者の扱いがどうなるかが重要な問題である。受託者が行為の法的主体であり、そ

の者の行為が不法行為を構成する場合には、受託者は不法行為債権者に対しては有限責任を主張できないとすべきであろう。受託者が法人である場合を考えると、法人の従業員の不法行為によって受託者が使用者責任を負う場合でも同様である。これは、信託ではなく、法人を考えた場合も同様である。法人の理事ないし代表者が不法行為を犯した場合には、その理事ないし代表者は個人的な責任として無限責任を負う。また、理事が個人ではなく、法人が理事になれるとした場合には、法人の職員が犯した不法行為について理事であるその法人が使用者責任を負う。ちなみに、前述した有限責任組合についても、業務執行組合員が組合業務の執行に際して不法行為をした場合には、組合財産が責任を負うだけでなく、当該組合員も責任を負い、その不法行為責任は組合財産に限定されない無限責任になる。

このように有限責任信託制度は、信託を基にして説明するには難点が多い。もし、この制度も設けることに対するニーズが高いならば、信託法とは別の特別法で規定することは考えられるのではないか。

(東京大学教授)

